

# 建物賃貸借契約書

〇〇（以下「甲」という。）、〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（契約の締結）

甲は、乙に対し、下記の物件（以下「本物件」という。）を次条以下の条件で貸与し、乙はこれを貸借する。

### 記

所 在 : 〇〇

家屋番号 : 〇〇

構 造 : 軽量鉄骨造〇〇2階建

床面積 : 1階 〇〇. 〇〇㎡ 2階 〇〇. 〇〇㎡

## 第2条（契約期間）

- 1 契約期間は令和 年 月 日から2年間とする。
- 2 甲または乙が相手方に対して、契約期間の満了2か月前までに、書面により契約更新を拒絶する旨の意思表示をしないときは、従前の契約と同一の条件で更に2年間更新されるものとする。

## 第3条（使用目的）

乙は、本物件を居宅としてのみ使用し、それ以外の目的に使用しない。

## 第4条（賃料）

- 1 賃料は月額金〇〇円とする。
- 2 甲および乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
  - (1) 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
  - (2) 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
  - (3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## 第5条（賃料等の支払方法）

乙は、賃料の支払いを、毎月月末までに翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込む方法で行う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

## 第6条（諸費用）

- 1 甲は、本物件に係る公租公課を負担する。
- 2 乙は、電気、ガス、水道等の利用料金その他本物件の使用に関して生じる一切の費用を負担する。

第7条（修繕）

- 1 甲は、本物件の躯体部分に関する修繕について費用を負担する。ただし、乙の責に帰すべき事由による修繕については、乙が費用を負担する。
- 2 乙は、前項本文により甲が費用を負担する場合を除き、本物件について必要となる修繕の費用を負担する。

第8条（不可抗力）

天変地変その他不可抗力により本物件の全部または一部が滅失若しくは破損して、その使用が不可能になったときは、本契約は当然に終了する。

第9条（協議）

甲および乙は、本契約書に定めなき事項および本契約書の条項の解釈について生じた疑義については、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所 ○○

氏名 ○○ 印

乙：住所 ○○

氏名 ○○ 印